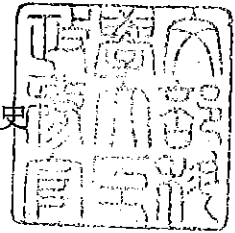




22文科初第1483号
平成23年1月21日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部科学大臣政務官
笠 浩 史



(印影印刷)

新規高等学校卒業者に対する就職支援の強化について（依頼）

今春卒業予定の高校生の就職内定率（11月30日現在）は70.6%であり、前年同期を2.5ポイント改善しておりますが、求人倍率は1.03倍と前年同期を下回っており、高校生をめぐる就職環境は依然として大変厳しいものとなっております。

これまで政府としては、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」に基づき、関係府省が連携しつつ、政府一丸となって新卒者等の就職支援に取り組んできておりますが、今般、厚生労働省、経済産業省と連携し、「卒業前最後の集中支援」（別添参照）を実施することといたしました。

「経済対策」等により創設した「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」・「既卒者育成支援奨励金」は既存者のみを対象にしておりましたが、平成22年度限りの措置として、卒業年次の未内定者も前倒しで対象とし、未内定者の採用機会を増やします。

また、未内定者の相談機会を拓げるために、東京、大阪、名古屋において、平成23年2月から3月の土曜日に「サタデー特別相談」を実施するとともに、中小・中堅企業を中心とした高校生向け就職説明会を1月18日から3月末までに、116回行います。

さらに、これらの施策の実効性を持たせるためにも、高等学校等に配置されているキャリアカウンセラー等と高卒ジョブサポーターが更に連携を進め、一体となって未内定者の就職に当たることが重要であり、今回の対策にも引き続き含まれております。

『新卒者雇用に関する緊急対策について』を踏まえた就職支援の充実について」（平成22年9月6日付22文科初第870号文部科学大臣政務官通知）にて周知したとおり、高等学校へのキャリアカウンセラー等については、「緊急雇用創出事業」により都道府県に造成された基金を活用し配置することも可能となっており、全国で8月末からの3ヶ月で全国50人増員され1,499名配置され、就職支援に効果を上げていると承知しております。

関係各位におかれては、これらの支援策を積極的に活用いただき、今後とも、都道府県労働局等との情報共有・連携を図り、新規高等学校卒業予定者支援の取組の一層の充実をお願いします。

また、都道府県知事にあつては、所轄する私立高等学校等に対して、御周知いただくようお願いいたします。

(本件連絡先)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

03-5253-4111 (内線3291)

「卒業前最後の集中支援」の実施



(別添)

新規大学卒業予定者等の就職環境が非常に厳しいことを踏まえ、厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、1人でも多くの方が卒業までに就職できるよう、未内定者を対象に「卒業前最後の集中支援」を実施します。

【未内定者支援の課題】

- ①未内定者は既卒者と違い、企業が採用するインセンティブがない
- ②誰にも相談できず孤立・就活戦線の中心が3年生に移行
- ③学生が「ジョブサポーター」や「新卒応援ハローワーク」を知らない
- ④企業とのマッチングの機会が不足

関係各省の連携による「卒業前最後の集中支援」

既卒者を雇用する事業主への奨励金の未内定者への特例的適用 中小企業団体への最後の活用要請・奨励金を活用した最後の求人開拓

「経済対策」等により創設した卒業後3年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金の対象者を拡充、未内定者の採用機会を増やします【厚労省（平成23年2月1日より）】。さらに、この奨励金の活用を中小企業団体に対して要請し【経産省】、ハローワークにおいても、奨励金を活用した求人開拓を徹底【厚労省】、未内定者のための求人を確保します。

大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援の徹底

大学等が支援を希望する未内定者を把握し、新卒応援ハローワーク等のジョブサポーターと情報共有する【文科省】などにより、ジョブサポーターが未内定者に電話等により連絡、中小企業を中心に個別マッチングを実施します【厚労省】。

民間就職情報サイトを通じたジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知

主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、民間就職情報サイトも活用して周知を徹底します【厚労省】。

中小・中堅企業を中心とした就職面接会の追加開催

未内定者のマッチング機会を拡げるために、中小・中堅企業を中心とした就職面接会（平成23年1月21日から3月末までに、大学生向け131回（昨年88回）、高校生向け104回（昨年110回））を行います【厚労省】。

※この他に、大都市圏での土曜日の特別相談【厚労省】、未内定者の保護者への働きかけ【厚労省】を行います。

大都市圏における土曜日（平成23年2月5日～3月26日）の『サタデー特別相談』の実施について

東京

- 1 実施施設
 - ・ハローワーク品川庁舎
 - ・東京都港区港南2-5-12 品川NBSビル3F
 - ・TEL 03-3450-8637
- 2 利用時間
10:00～17:00
- 3 支援対象者
大学卒業予定者・既卒者
- 4 支援内容
 - 就活全般についての相談
 - ・求人情報の提供
 - ・応募書類の書き方・添削
 - ・面接対策
 - 就職ミニ面接会の開催（毎土曜日、参加企業2社程度を予定）

東京新卒応援ハローワーク（照会先）
TEL 03-3589-8609
東京労働局職業安定部職業安定課
（若年雇用係）
TEL 03-3512-1658

大阪

- 1 実施施設
 - ・大阪新卒応援ハローワーク（大阪学生職業センター）
 - ・大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9F
 - ・TEL 06-4963-4703
 - 2 利用時間
10:00～18:00
 - 3 支援対象者
大学等卒業予定者・既卒者
 - 4 支援内容
 - 就活全般についての相談
 - ・求人情報の提供
 - ・応募書類の書き方・添削
 - ・面接対策
 - 学生等の希望に応じた個別求人開拓専用相談窓口の設置
 - 「必勝！模擬面接」（5回）他セミナーの実施
- ※2～3月以外も土曜日開庁を実施
※2月12日は閉庁

大阪新卒応援ハローワーク（照会先）
TEL 06-4963-4703
大阪労働局職業安定部職業安定課
（若年者雇用対策係）
TEL 06-4790-6302

名古屋

- 1 実施施設
 - ・愛知新卒応援ハローワーク
 - ・名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル12階
 - ・TEL 052-264-0701
 - 2 利用時間
10:00～17:00
 - 3 支援対象者
大学等卒業予定者・既卒者
 - 4 支援内容
 - 就活全般についての相談
 - ・求人情報の提供
 - ・応募書類の書き方・添削
 - ・面接対策
- ※2月19日は閉庁

（照会先）
愛知新卒応援ハローワーク
TEL 052-264-0701

高校生対象就職面接会、企業説明会等開催予定表

※平成23年1月18日以降3月末までに開催予定の高校生を対象とした就職面接会、企業説明会等を掲載しています。

※変更の可能性もありますので、詳細については各都道府県労働局にお問い合わせください。

※各都道府県労働局のホームページに参加企業等の情報を順次掲載しております。管轄労働局名をクリックすると各都道府県労働局のホームページを閲覧することができますので、ご参照ください。(面接会が終了次第、参加企業等の情報の掲載も終了します。)

管轄労働局	イベント名	開催場所	備考	
北海道	1月18日 13:00～16:00	平成22年度新規高卒者就職面接会(第2回)	とちぎプラザ (帯広市)	
	2月2日 10:00～16:00	新規学校卒業生就職面接会	札幌パークホテル (札幌市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月4日 13:00～16:00	新規高卒者就職促進会	釧路市民文化会館 2階「展示ホール」 (釧路市)	事前登録要。
	2月7日 13:00～16:00	第2回新規高卒者就職面接会in函館	ロワジュールホテル函館 (函館市)	事前登録要。
	2月7日 13:30～15:30	新規高卒者就職促進会	グランドホテルニュー王子 (苫小牧市)	
	2月8日 13:30～15:30	第2回新規高卒者就職促進会	グランドパーク小樽 (小樽市)	
岩手	1月24日 13:30～15:30	2011ふるさと就職ガイダンス	サンルート釜石 (釜石市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	1月25日 13:30～15:30	2011ふるさと就職ガイダンス	あえりあ遠野 (遠野市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	1月27日 14:30～16:30	合同就職面接会「Winter Chance 2011」	リアスホール (大船渡市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月7日 14:00～16:00	ハローワーク盛岡 高校生就職面談会	ホテル東日本 (盛岡市)	
	2月下旬 13:30～16:00	両磐地区就職面接会	ベリーノー関 (一関市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
宮城	1月25日 13:00～15:30	新規高卒者就職面接会(石巻会場)	石巻文化センター (石巻市)	事前登録要。
	1月25日 13:00～16:00	介護と看護の就職面接会	仙台市情報・産業プラザ(ネ！ットU) 多目的ホール (仙台市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月2日 13:30～15:30	新規高卒者就職面接会(大崎会場)	グランド平成 (大崎市)	
	2月4日 12:30～16:30	新規高卒者就職面接会(仙台会場)	仙台サンプラザホール (仙台市)	事前登録要。
	2月25日 13:00～16:30	平成23年(2011年)3月新規学卒者就職面接会	仙台サンプラザホール (仙台市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
秋田	2月1日 13:30～16:00	合同就職面接会	湯沢ロイヤルホテル (湯沢市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月2日 13:00～16:00	仙北地域雇用促進就職面接会	大仙市大曲交流センター (大仙市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月3日 13:30～15:30	就職面接会	横手セントラルホテル (横手市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月15日 13:30～15:30	合同就職面接会inのしろ	能代キャッスルホテル平安閣 (能代市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
山形	2月17日 13:00～16:30	就職応援 明日をつかむ面接会	山形国際交流プラザ ビッグウイング (山形市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月17日 13:00～15:30	ワークチャンス2011春・鶴岡	省内産業振興センター マリカ市民ホール (鶴岡市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
福島	1月20日 13:00～16:00	平成22年度新規高卒者就職面接会 福島会場(第2回)	ウエディング エルティ (福島市)	
	1月27日 13:00～16:30	二本松市就職相談会	二本松市市民交流センター (二本松市)	事前登録要。 既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月4日 13:30～16:00	平成22年度新規高卒者就職面接会 白河会場(第2回)	ホテルサンルート白河 (西白河郡)	
	2月8日 13:30～15:30	平成22年度新規高卒者就職面接会 いわき会場(第2回)	いわきワシントンホテル椿山荘 (いわき市)	
	2月8日 13:00～16:00	平成22年度新規高卒者就職面接会 郡山会場(第2回)	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールB (郡山市)	事前登録要。
	2月9日 13:00～16:00	平成22年度新規高卒者就職面接会 会津若松会場(第2回)	アピオスペース (会津若松市)	
茨城	2月2日 13:00～15:30	新規高等学校卒業生予定者就職面接会	ホテルグランド東雲 (つくば市)	事前登録要。
	2月7日 13:00～15:30	平成22年度第2回新規高卒者就職面接会	フェリヴェールサンシャイン (水戸市)	事前登録要。
栃木	1月18日 13:00～16:00	とちぎ高校新卒者合同就職面接会	ホテル東日本宇都宮 (宇都宮市)	
	1月27日 13:30～16:00	きたとちぎ高校新卒者合同就職面接会	カシマウエディングリゾート (大田原市)	
群馬	2月21日 13:00～16:00	ヤングハローワーク2011就職面接会	太田ナウリゾートホテル (太田市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月25日 13:00～16:00	ヤングハローワーク2011就職面接会	グリーンドーム前橋 サブイベントエリア (前橋市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
埼玉	1月18日 13:00～16:00	平成23年3月新規高等学校卒業生予定者 第2回就職面接会	大宮ソニックシティ地下展示場 (さいたま市)	事前登録要。
	1月31日 13:30～16:00	川口地区緊急雇用対策就職面接会	川口駅前市民ホール フレンジア (川口市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月2日 13:30～15:30	平成23年3月新規高等学校卒業生予定者 就職面接会	東松山市民文化センター 大会議室 (東松山市)	事前登録要。
	2月9日 13:30～16:00	春日部地域合同就職面接会	春日部高等技術専門校 (春日部市)	事前登録要。 既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月25日 13:00～16:00	平成23年新規高等学校卒業生予定者 第3回就職面接会	大宮ソニックシティ地下展示場 (さいたま市)	事前登録要。

管轄労働局		イベント名	開催場所	備考
千葉	1月18日 13:30～16:30	新規高卒者就職面接会	木更津公共職業安定所 (木更津市)	
	1月19日 12:00～16:00	千葉県若年者合同就職面接会	ホテルグリーンタワー幕張 (千葉市)	既卒者・大学等新卒者、若年求職者も対象。
東京	2月7日 13:00～16:00	高校生のための就職面接会in立川	パレスホテル立川 (立川市)	
	2月9日 13:00～16:00	高校生のための就職面接会in六本木	六本木ジョブパーク (港区)	
神奈川	2月3日 13:00～16:00	高校生就職フェアPart4	新都市ホール (横浜市)	
新潟	1月25日 13:30～16:00	県央就職フェア	燕三条地場産業振興センター メッセピア (三条市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月5日 13:30～16:00	就職面接会in上越・妙高	デュオセレッソ (上越市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	3月8日 13:30～16:00	就職フェアinしばた	新発田市カルチャーセンター (新発田市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	3月10日 13:30～15:30	SADO就職バザール	金井コミュニティーセンター (佐渡市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
富山	1月21日 13:30～16:00	県内企業人材養成モデル開発事業 合同企業面接会	富山国際会議場 (富山市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月16日 13:30～16:00	2011人材マッチングフェア	高岡テクノドーム (高岡市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月23日 時間未定	(仮)合同企業面接会	とやま自遊館 (富山市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
石川	1月28日 13:30～16:00	第2回高校生のための就職面接会2010	石川県地場産業振興センター (金沢市)	事前登録要。
福井	2月11日 13:00～16:00	ふくい福祉就職フェア	ユー・アイふくい 多目的ホール (福井市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月16日 13:00～16:00	合同就職面接会	福井県産業会館 (福井市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
山梨	2月9日 13:00～16:00	平成23年3月新規学卒者等合同就職面接会	ベルクラシック甲府 (甲府市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
長野	2月1日 13:30～16:00	上田地域就職面接会	上田東急イン 国際21クリスタルホール (上田市)	既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。
	2月18日 13:30～16:00	就職面接・相談会(松本会場)	ホテルブエナビスタ (松本市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
岐阜	1月22日 13:00～16:00	なかつがわ就職フェア2011	中津川市健康福祉会館4階多目的ホール (中津川市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者、Uターン希望者も対象。
	1月25日 12:30～16:00	平成23年3月新規学校卒業者等企業説明会	岐阜市文化センター (岐阜市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
静岡	1月19日 13:30～15:30	第2回高校生JOBフェア	アクトシティ浜松 展示イベントホール (浜松市)	
	1月24日 13:30～15:30	第2回高校生JOBフェア	グランシップ 大ホール・海 (静岡市)	
	3月15日 13:30～15:30	新規学卒者就職面接会	アンジェ・ヴィラージュ ブケ東海 (沼津市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	3月16日 13:00～16:00	富士・富士宮地区若年者等ジョブ・フェア	ふじさんめつせ 大展示場 (富士市)	既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。
	3月18日 13:00～16:00	未就職卒業者就職面接会	グランシップ 10階会議室 (静岡市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	3月23日 13:45～16:30	若年者就職面接会	アクトシティ浜松コンgresセンター (浜松市)	既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。
三重	1月20日 13:00～16:00	第1回合同企業説明会	松阪商工会議所 大ホール (松阪市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	1月29日 14:00～16:00	ふるさと就職相談会	熊野市文化交流センター (熊野市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月10日 13:00～16:00	第2回合同企業説明会	アストビル4階 アストホール (津市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月24日 13:00～16:00	第3回合同企業説明会	四日市市文化会館 展示室 (四日市市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
大阪	2月14日 12:00～16:00	第2回平成23年3月高校卒業予定者 合同求人説明会	難波御堂筋ホール 8F (大阪市)	
兵庫	2月17日 13:00～15:00	阪神地域若年者就職面接相談会	尼崎市中企業センター (尼崎市)	既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。
	3月2日 13:00～16:00	2010 JOBフェアin播磨 THIRD	加古川プラザホテル (加古川市)	事前登録要。 既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。
和歌山	1月18日 13:00～15:30	橋本・伊都地域企業合同面談会	橋本商工会館 (橋本市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	1月25日 13:00～15:30	田辺企業合同面談会	ガーデンホテルハナヨ (田辺市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月23日 12:30～16:00	ワークフェスタ2011合同就職面接会	ホテルグランヴィア和歌山 (和歌山市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
鳥取	2月8日 13:00～16:30	とっとり就職フェア2011・2月(鳥取会場)	ホテルモナーク鳥取 (鳥取市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月9日 13:00～16:30	とっとり就職フェア2011・2月(倉吉会場)	倉吉体育文化会館 (倉吉市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月15日 13:00～16:30	とっとり就職フェア2011・2月(米子会場)	米子コンベンションセンター (米子市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
岡山	1月21日 14:00～15:00	ミニ面接会	おかやま新卒応援ハローワーク (岡山市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	1月24日 13:30～15:30	ハローワーク学卒就職面接会	備前商工会館 (備前市)	既卒者、大学等新卒者も対象。
	2月16日 13:30～16:00	若者たちの就職面接会	コンベックス岡山 (岡山市)	既卒者、大学等新卒者、若年求職者も対象。

管轄労働局		イベント名	開催場所	備考
広島	2月2日 13:30～16:00	合同就職面接会(三次会場)	三次ロイヤルホテル (三次市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月3日 13:30～16:00	合同就職面接会(福山会場)	まなびの館ローズコム (福山市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月10日 13:30～16:00	合同就職面接会(広島会場)	広島サンプラザ (広島市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月18日 13:00～16:00	尾道地域緊急面接会	尾道市公会堂別館 (尾道市)	既卒者、大学等新卒者も対象。 既卒者は事前登録要。
山口	2月22日 10:00～16:00	ふるさと山口企業合同就職説明会	山口グランドホテル (山口市)	高校新卒者は12:00まで。既卒者、大学等新卒者、一般求職者は終日。
徳島	1月25日 13:00～16:00	高校生のための就職面接相談会 (ジュニアマッチングフェア)	ホテルクレメント徳島 (徳島市)	
	2月16日 13:00～16:00	若年者等就職マッチングフェア	ホテルクレメント徳島 (徳島市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
香川	1月19日 14:00～15:30	第2回高校生就職面談会(西会場)	ホテルサンルート瀬戸大橋 (綾歌郡)	
	1月21日 14:00～15:30	第2回高校生就職面談会(東会場)	高松サンポート合同庁舎 (高松市)	
愛媛	2月4日 13:00～16:00	西予市合同就職面接会	西予市宇和文化会館 (西予市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月12日 13:30～15:30	宇和島地域合同就職面接会	宇和島市役所 2階大ホール (宇和島市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
高知	2月7日 13:00～16:00	四万十町就職面接会	四万十町農村環境改善センター (高岡郡)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月9日 12:30～15:30	土佐清水市就職面接会	土佐清水商工観光会館 (土佐清水市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月15日 12:30～15:30	こうち就職フェア2011	高知市文化プラザ かるぼーと (高知市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月22日 13:30～15:30	あき就職面接会	安芸商工会館 (安芸市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
佐賀	2月1日 13:30～16:00	平成22年度第2回新規高卒者就職面接会	グランデはぐくれ (佐賀市)	
	2月12日 13:30～15:30	平成22年度第2回福祉マンパワー 合同就職面接会	マリトピア (佐賀市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
長崎	1月20日 14:00～17:00	23年3月新規高校卒業予定者に係る ミニ面談会	ハローワーク長崎 つきまちセンター会議室 (長崎市)	
	2月9日 13:00～16:00	高校生向け緊急合同企業説明会	佐世保市体育文化館 (佐世保市)	
	2月10日 13:00～16:00	高校生向け緊急合同企業説明会	長崎市民会館体育館 (長崎市)	
熊本	2月1日 13:30～16:00	平成22年度高校生のための就職フェア(第2 回)	興南会館 (熊本市)	事前登録要。
大分	1月27日 13:30～16:00	平成22年第2回高校生のための就職面接会	大分イベントホール (大分市)	事前登録要。
宮崎	1月20日 9:00～11:30	未内定者を対象としたミニ面接会	ハローワーク都城 (都城市)	事前登録要。
	1月24日 13:00～16:00	宮崎新卒応援ハローワーク ミニ面接・相談会	ハローワークプラザ宮崎 (宮崎市)	事前登録要。
	1月25日 13:00～15:00	未内定者を対象としたミニ面接会	ハローワーク日向 (日向市)	事前登録要。
	1月28日 13:30～16:00	冬のみやざき就職フェア(小林会場)	小林市中央公民館 (小林市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月2日 13:30～16:30	未内定者を対象としたミニ面接会	ハローワーク延岡 (延岡市)	事前登録要。
	2月3日 13:30～16:00	冬のみやざき就職フェア(延岡会場)	延岡総合文化センター (延岡市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月4日 13:30～16:00	冬のみやざき就職フェア(都城会場)	ホテル中山荘 (都城市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月8日 13:30～16:00	冬のみやざき就職フェア(日南会場)	県南地域新地場産業創出センター (日南市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
	2月10日 13:30～16:30	冬のみやざき就職フェア(宮崎会場)	ワールドコンベンションセンターサミット・サミットホール4F (宮崎市)	既卒者、大学等新卒者、一般求職者も対象。
鹿児島	1月19日 13:00～17:00	高校生のための就職面接会	国分シビックセンター (霧島市)	事前登録要。
	1月21日 13:00～17:00	高校生のための就職面接会	リナ・シティかのや (鹿屋市)	事前登録要。
	2月15日 13:00～17:00	高校生のための就職面接会	鹿児島商工会議所ビル 4階 (鹿児島市)	事前登録要。
沖縄	2月1日 12:45～16:30	新規学卒者(高校・大学) 県内・県外就職面接会	沖縄コンベンションセンター (宜野湾市)	事前登録要。大学等新卒者も対象。

【新卒者・既卒者の採用をお考えの事業主の皆さまへ】(参考)

未内定者のための**追加募集**をお願いします!

新卒者就職実現プロジェクト事業

(**3年以内既卒者(新卒扱い)**採用拡大奨励金、
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金)
の**対象者を拡充**しました!

**平成22年度の卒業予定者で就職先が未決定の方も、
平成23年2月1日以降、各奨励金の対象になります!**

(平成22年度限りの緊急措置)

※ 平成23年1月31日以前に職業紹介を受けている場合は、各奨励金の対象とはなりません。

※ 雇用開始は卒業日の翌日以降です。

3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金

正規雇用から6ヵ月後に100万円支給
※奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回となります。

対象者：平成20年3月以降に大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者
または、平成22年度に大学等の卒業を予定している者

3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金

有期雇用期間(3ヵ月)：月額10万円
正規雇用から3ヵ月後：50万円

既卒者育成支援奨励金

※成長分野等の中小企業事業主が対象です。

有期雇用期間(6ヵ月)：月額10万円
座学等に要する経費(3ヵ月)：月額上限5万円
正規雇用から3ヵ月後：50万円

対象者：平成20年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者
または、平成22年度に大学等、高校、中学の卒業を予定している者

※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの**職業紹介を受ける前に、対象者を雇用することを約している場合は、支給対象になりません。**)

※ 募集・採用は、新卒未内定の方のみでなく、卒業後3年以内の既卒者を含め、幅広く行っていただく必要があります。

奨励金の支給には、一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

卒業後も就職活動を継続中の 新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を 有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3ヵ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

**有期雇用期間(原則3ヵ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円**

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月間の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

※ 「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

対象となる未内定新卒者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成20年3月以降の新規学卒者(※)で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者（平成22年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）。
※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間（原則3ヵ月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
（正規雇用から3ヵ月経過後に支給）

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を雇い入れた事業主
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者トライアル雇用対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
4. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヵ月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、事業所において雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
5. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヵ月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、事業所において特定受給資格となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと
7. 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者トライアル雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
8. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
9. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと
10. 奨励金の支給決定等に必要の労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備・保管していること
11. 既卒者トライアル雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
12. 労働関係法令を順守し、適切な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
13. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書の記入上の注意点

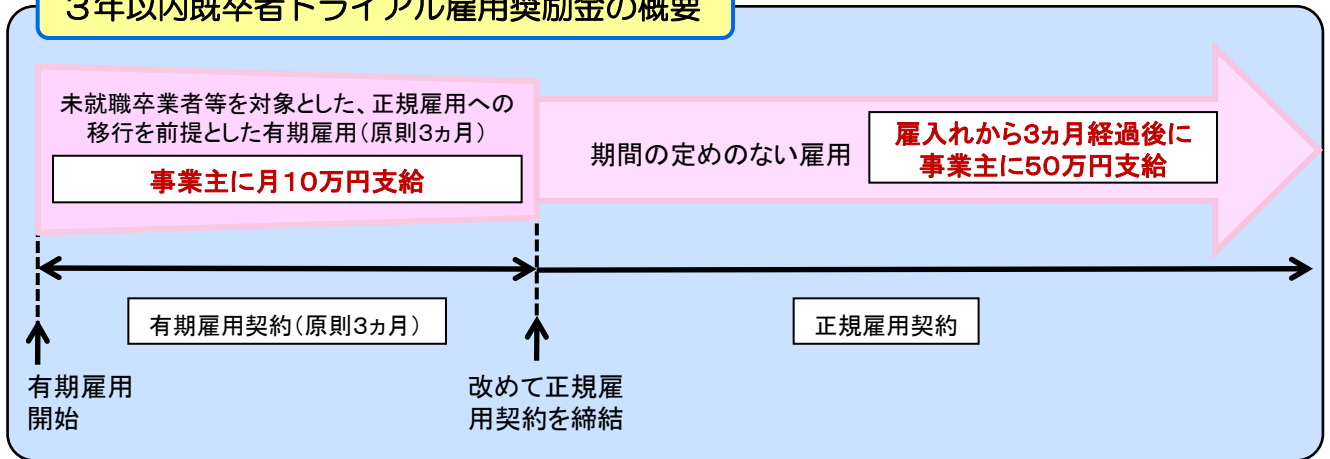
1. ①、②欄は次により記入してください。
 - (1) 既卒者トライアルを実施する事業所が支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には既卒者トライアル雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」欄には、既卒者トライアル雇用を実施する事業所の番号を記入してください。また、企業の他の事業所(本社等)で一括して雇用保険に加入している場合には、当該加入している事業所に係る番号を記入してください。
2. ③欄は対象者の氏名・生年月日及び既卒者トライアル雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
3. ④欄は最終学歴に該当する番号に○を付してください。この場合、「1. 大学等卒業者」は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、専修学校等のことをいいます。
4. ⑤欄は既卒者トライアル雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
5. ⑥欄は紹介状裏面の求人番号を記入してください。
6. ⑦欄は既卒者トライアル雇用期間中に対象者のために実施する指導・研修、正規雇用への移行に有効な措置及び既卒者トライアル雇用を実施する場所を具体的に記入してください。
7. ⑧欄は既卒者トライアル雇用を終了した後、正規雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
8. ⑨欄は既卒者トライアル雇用期間中の労働条件を記入して下さい。
9. ⑩欄は本計画について、公共職業安定所から問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。
10. ⑪欄は既卒者トライアル雇用を実施した対象者本人の確認欄です。本人が当該計画書の内容を確認し記名押印又は署名するようにしてください。(※対象者が未成年の場合は、保護者等の記名又は署名も必要です。)

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書

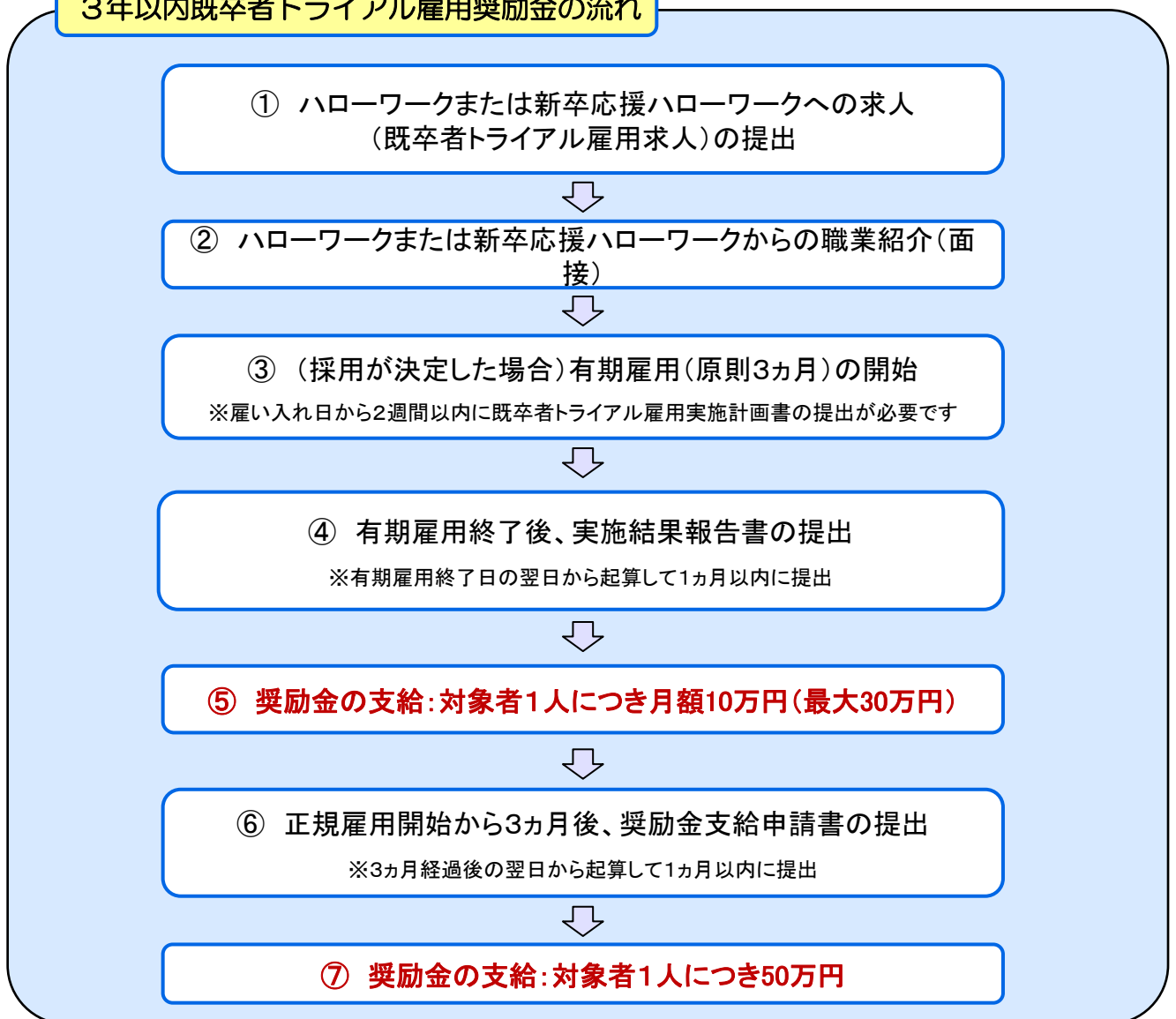
提出日 平成 年 月 日

①企業名		フガナ											
②既卒者トライアル雇用を行う事業所	名称(①と同じである場合は省略可)	フガナ								雇用保険適用事業所番号			
	所在地	(〒 -)						電話 ()					
③対象者氏名		フガナ						生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)				
④対象者種別 (いずれかに○)		1. 大学等卒業者 2. 高校卒業者 3. 中学卒業者											
⑤既卒者トライアル雇用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		⑥既卒者トライアル雇用に係る求人番号										
⑦既卒者トライアル雇用期間中に講じる措置の内容		(実施場所)		⑧正規雇用に移行するための要件									
⑨既卒者トライアル雇用期間中の労働条件	賃金	基本給 月額・日額・時給 円 定額的に支払われる手当 1か月当たり 円											
	就業時間	: から : まで 週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間 (通常の労働者の1週間当たりの所定労働時間 時間)											
	その他	(補足説明:)											
⑩既卒者トライアル雇用に係る事務手続の担当者	氏名							役職					
	連絡先 (②の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 -)						電話 () - (内線)					
⑪上記内容について、同意します。 (既卒者トライアル雇用対象者氏名) (保護者等氏名) ※対象者が未成年の場合に記載								記名押印 又は署名 記名押印 又は署名					
(備考)								公共職業安定所受理印 受理番号: 連絡先安定所:					

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ



奨励金の支給には、他にも一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



成長分野等の中小企業事業主の方へ！

学校を卒業後も就職活動を継続中の3年以内既卒者を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

既卒者育成支援奨励金

今後、人材需要が見込まれる成長分野の中小企業と、厳しい雇用環境の中、卒業後も就職活動を継続中の3年以内既卒者とのマッチングを図り、長期的な人材育成につなげるための奨励金です。

まずは対象者を6カ月間有期雇用し、その間に、**座学等(OFF-JT)**の研修を行い、その後、**正規雇用に移行させた場合、対象者一人当たり最大125万円**の奨励金を支給します。

※当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

奨励金の概要

成長分野等の中小企業事業主(3、4ページ参照)が、「育成計画書」および「既卒者育成雇用求人」をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、**3年以内既卒者を原則6カ月間、有期雇用**として雇い入れ、**育成計画書に基づく座学等により育成した上で、その後に正規雇用**で雇い入れた場合に、奨励金を支給します。

※ 「正規雇用」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）」を指します。

※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介を受ける前に、対象者を雇用することを約している場合は、支給対象になりません。

※ 「座学等」は、少なくとも30日以上かつ120時間以上実施する必要があります。

対象となる3年以内既卒者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者育成雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者

○ 平成20年3月以降の新規学卒者※で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者（平成22年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）。

※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。

○ 卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）。

○ 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

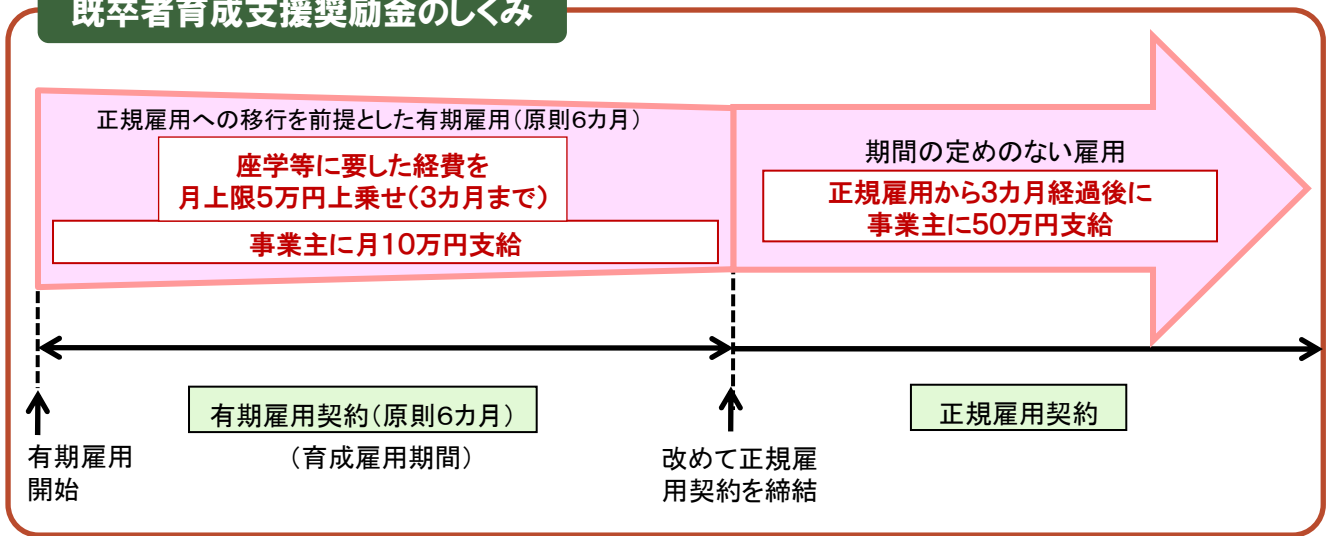
○ 有期雇用期間（原則6カ月）・・・対象者1人につき月額10万円(最大60万円)

○ 有期雇用期間の**座学等に要した経費**（3カ月以内）
・・・対象者1人につき月額上限5万円(最大15万円)

○ 有期雇用終了後の**正規雇用での雇い入れ**・・・対象者1人につき50万円
（正規雇用から3ヵ月経過後に支給）

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

既卒者育成支援奨励金のしくみ



申請から支給までの流れ

- ① ハローワークまたは新卒応援ハローワークに育成計画書を提出
※育成計画書の様式、記載方法は、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにご相談ください。
- ② ハローワークまたは新卒応援ハローワークへ既卒者育成雇用求人への提出
- ③ ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介(面接)
- ④ (採用が決定した場合)有期雇用(原則6カ月)の開始
- ⑤ 有期雇用終了後、実施結果報告書の提出
※有期雇用終了日の翌日から起算して1カ月以内に提出
- ⑥ 有期雇用期間:対象者1人につき月額10万円(最大60万円)
座学等に要した費用:対象者1人につき月額上限5万円(最大15万円)
- ⑦ 正規雇用開始から3カ月後、奨励金支給申請書の提出
※3カ月経過後の翌日から起算して1カ月以内に提出
- ⑧ 奨励金の支給:対象者1人につき50万円

座学等の助成対象となる経費

1. 助成対象となる経費

ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出した育成計画書に基づく座学等を実施した場合に、以下の経費を助成します（事業主が負担した経費に限ります）。

事業内訓練	<p>①外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当（所得税控除前の金額で、1時間あたり3万円が上限）。</p> <p>※ 外部講師の旅費・車代・食費・宿泊費、並びに「経営指導料・経営協力金」などのコンサルタント料に相当するものは助成対象外。</p> <p>②施設・設備の借上費（教室・実習室・ホテルの研修室などの会場借用料、マイク・OHP・ビデオ・スクリーンなど備品の借料で、助成対象の座学等のみで使用したことが確認できるもの）</p> <p>③学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入または作成費で、助成対象の座学等のみで使用するもの</p>
事業外訓練	<p>①受講に際して必要となる入学金・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内などで定められているものに限る）</p> <p>※ 受講料のうち、下記については助成対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（独）雇用・能力開発機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料 ・認定職業訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料

2. 助成対象経費にかかる消費税の取り扱いについて

助成対象外です。

3. 経費助成額の算定方法

- ① 座学等の経費については、育成雇用期間6カ月のうち、育成雇用を開始した日から起算して1カ月ごとを単位として、1カ月あたりの訓練実施日数が多い3カ月を選定します。
- ② 各月の助成額は、以下の計算式により算定します。（上限額5万円）

$$(\text{座学等に要した助成対象総額}) \times (\text{当該月の実施日数}) / (\text{総実施日数})$$

※ 座学等は、対象者を正規雇用するために必要な内容でなければなりません。

（趣味教養を身につけることを目的とするものなどは認められません）

※ 奨励金の支給申請のためには、座学等に要した経費の支払いが、支給申請日までに完了している必要があります。

※ 座学等が育成計画書に基づいて実施されなかった場合、奨励金の支給を受けられないことがあります。

中小企業の要件

本奨励金における中小企業事業主とは、以下の表に該当する事業主をいいます。

小売業（飲食業を含む）	資本金5,000万円以下または常時雇用する従業員 50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または常時雇用する従業員100人以下
卸売業	資本金 1億円以下または常時雇用する従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下または常時雇用する従業員300人以下

対象となる成長分野等

以下の分野に該当する場合は支給対象となります		日本標準産業分類より
大分類A → 中分類02－林業		
大分類D － 建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの	
大分類E － 製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの	
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	
大分類F － 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－ 電気業		
大分類G － 情報通信業		
大分類H － 運輸業・郵便業		
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関連する技術開発を行っているもの	
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ		
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール		
大分類P － 医療、福祉		
大分類R → 中分類88－ 廃棄物処理業 例)ごみ処分業		
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関連する事業を行っているもの 例)エコファンド	

支給対象事業主となる要件

1. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を既卒者育成雇用として雇い入れ、育成計画書に基づく座学等を実施した中小企業事業主
 2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者育成雇用の対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
 3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
 4. 既卒者育成雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から既卒者育成雇用を終了した日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等（勤奨退職を含む）をしていないこと
 5. 既卒者育成雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から育成雇用を終了した日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
 6. 既卒者育成雇用の対象者を、雇用開始の前日から起算して過去3年間に於いて、雇用したことがないこと
 7. 既卒者育成雇用の対象者が、雇用開始の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でない判断されることがないこと
 8. 奨励金支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
 9. 既卒者育成雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと
 10. 既卒者育成雇用を実施する事業所において、労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備・保管していること
 11. 既卒者育成雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
 12. 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申し出があった事業主は支給対象になりません

奨励金の支給には、他にも一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク